

令和 2 年 No.18

○国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程

改正理由

国立大学法人法（平成15年法律第112号）の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和 2 年 3 月 18 日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和2年3月19日

国立大学法人東京学芸大学長

出口利定

令和2年規程第11号

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部改正について

改正理由：国立大学法人法（平成15年法律第112号）の一部改正に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （役員） 第5条 本法人に，次の役員を置く。 （1）学長 （2）理事 4人以内 （3）監事 2人 <u>2 本法人が，1人以上の非常勤の理事（その任命の際現に法人の役員または職員でない者に限る。）を置く場合は，前項第2号に規定する理事の人数は5人以内とする。</u> <u>3</u> 役員に関し必要な事項は，別に定める。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，令和2年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 （役員） 第5条 本法人に，次の役員を置く。 （1）学長 （2）理事 4人以内 （3）監事 2人 <u>2</u> 役員に関し必要な事項は，別に定める。 〔省略〕